

5. 消費者問題年表

(2009年4月～2010年3月)

年月	項目	消費者問題・消費者行政等の主な動き
2009年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活センターが消費者紛争の適正・迅速な解決を促進するための裁判外紛争解決手続(ADR)をスタート(4月1日)。 ・消費生活用製品安全法が一部改正。製造・輸入業者等に対し、製品の点検期間および標準使用期間の設定や、経年劣化についての注意表示等を義務付け(4月1日施行)。 ・消費者庁設置関連3法案が衆議院において全会一致で可決(4月17日)。
5月		<ul style="list-style-type: none"> ・裁判員制度スタート(5月21日)。 ・消費者庁設置関連3法案が参議院本会議において全会一致で可決・成立(5月29日)。
6月		<ul style="list-style-type: none"> ・米国の大手自動車メーカークライスラーに続き、GMが経営破たん。 ・新型インフルエンザが世界的流行。WHOはパンデミックを宣言。 ・三菱UFJ証券元社員が大量の個人情報をも不正に持ち出し、流出させた容疑で逮捕。金融庁は同社に対し、金商法に基づく業務改善命令。 ・食品安全委員会がクローン牛・豚等の食用について従来技術による食品と同等に「安全」と評価。
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法が成立(7月15日)。 ・消費者庁、消費者委員会の設置に伴い、国民生活審議会が44年間の歴史を終える。
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・大阪高裁、家賃の更新料を徴収する条項は消費者契約法に照らし「無効」と判決(8月27日)。
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政の司令塔「消費者庁」と、その監視役となる「消費者委員会」が発足(9月1日)。 ・国民生活センターは、未公開株のトラブルが再び増加傾向にあることを受け、「劇場型」「被害回復型」など新たな勧誘手口を紹介するとともに、注意喚起。 ・花王、食用油エコナを体内で発がん性物質になる恐れがある成分を含むとして出荷停止を発表。これを受け、消費者庁は「食品SOS対応プロジェクト」を立ち上げ。 ・古い消火器の破裂による負傷事故が相次ぐ。
10月		<ul style="list-style-type: none"> ・法制審議会「18歳成人」を答申。若年者の消費者被害対策が課題に。 ・花王、食用油エコナについて、特定保健用食品(トクホ)の表示許可の失効届を消費者庁へ提出。
11月		<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁、インターネット上の仮想空間等を取引する連鎖販売取引業者ビズ・インターナショナルに対し、特商法に基づき6ヶ月間の業務停止命令。 ・トヨタ自動車が米国にて、アクセルペダルにフロアマットが引っかかる恐れがあるとして、426万台のリコール届出を決定。 ・英国マクラーレン社製ベビーカーによる指切断事故が相次いだことを受け、同社は事故防止用カバーを配付。
12月		<ul style="list-style-type: none"> ・「改正特商法」「改正割販法」が本格施行。指定商品・役務制の廃止をはじめ、大幅に規制を強化(12月1日)。 ・経済産業省の消費経済審議会がライターの安全規制について検討を開始。
2010年1月		<ul style="list-style-type: none"> ・全国共通の電話番号から身近な消費生活相談窓口を案内する「消費者ホットライン」が全国で運用開始。これに伴い、国民生活センターが土日祝日相談を開始(1月16日)。
2月		<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁が「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」を策定。 ・トヨタ、リコール問題で豊田社長が米国公聴会で証言。 ・英会話学校を運営する「フォートレスジャパン」に対し、消費者庁と東京都が特商法に基づき、初の同時行政処分。 ・消費者庁が、米国アップル社にiTunes Storeの代金不当請求問題で公開質問状。 ・金融庁が、大量の個人情報を流出させたアリコジャパンに対し、保険業法に基づく業務改善命令。
3月		<ul style="list-style-type: none"> ・中国の警察当局、中国産冷凍ギョウザ中毒事件(2008年1月に判明)で製造元の元工員を逮捕。